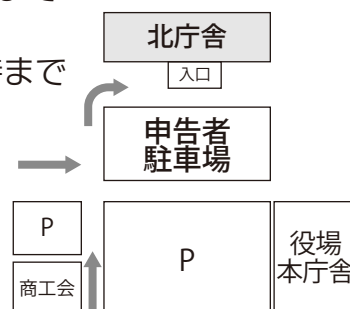


令和7年度町県民税申告及び 令和6年分確定申告について

令和7年度町県民税申告及び令和6年分確定申告を下記のとおり行います。

- ◆受付期間 令和7年2月17日（月）から3月17日（月）まで
（土曜日・日曜日・祝日を除く）
- ◆受付時間 午前：9時から11時まで 午後：1時から4時まで
- ◆会 場 佐久穂町役場 北庁舎2階 大会議室
エレベーターで2階へ上がってください。
2階で受付を行い、案内に従い申告会場に
お入りください。
- ◆駐 車 場 申告者駐車場をご利用願います。



佐久穂町の申告相談日程

月	日	曜	午前受付（9：00～11：00）		午後受付（13：00～16：00）	
2	17	月	余地		八郡	
	18	火	海瀬新田		大日向3・4区	久保田
	19	水	柳町		平林・曾原	
	20	木	四ツ谷1・2		四ツ谷3	清水町
	21	金	かさなり	館・旭	榎田・桜町	羽黒下
	25	火	影・上新田	針の木沢	大石	松井・柳沢
	26	水	崎田	大石川	畑ケ中1	
	27	木	高岩	中央	畑ケ中2	
	28	金	花岡	中川原	城山	畑ケ中3
3	3	月	上本郷1・2		上本郷3・4	
	4	火	下畑		上畑中央・上畑1	中畑
	5	水	みどり町		相生町	
	6	木	川久保2・4		川久保1・3	東町
	7	金	大門・高根	八千穂高原及び別荘	宮前・千ヶ日向	大久保・上野
	10	月	天神町	馬越	宿岩	
	11	火	下海瀬・赤屋		大日向1・2区	大張・中尾・屋敷入
	12	水	穴原	筆岩	大日向5区	うそのくち
	13	木	三本木・雁明		佐口	
	14	金	上記期間に都合のつかなかった方			
	17	月	上記期間に都合のつかなかった方			

※税務署から、次に掲げる方は税務署で申告するよう説明（依頼）がありましたので、佐久穂税務署で申告をしてください。佐久穂町では受付できませんのでご注意ください。

- ①株、土地、建物の売却などの譲渡所得のある方
- ②繰越損失の申告をされる方
- ③上場株式などの配当所得のある方
- ④青色申告の方
- ⑤初めて住宅借入金等特別控除を受けようとする方
- ⑥雑損控除を申告される方

申告が必要な方

令和6年1月から令和6年12月までの間で、主に次の要件に該当する方

- 事業所得（営業、農業等）や不動産所得（土地の貸付、家賃等）などの所得のあった方
- 2ヶ所以上から給与を受けた方で、会社等で年末調整をされなかった方
- 給与所得者で給与以外の所得のある方
- 内職・家事手伝い・パート・日雇等で、所得税の源泉徴収を受けなかった方
- 年金所得のみの方で、扶養控除、障がい者控除、生命保険料控除などの控除を追加する方

※国民健康保険に加入されている方で世帯の中で所得の未申告者（障がい年金受給などの非課税所得者を含む）がいると国民健康保険税の軽減が受けられません。前年中に所得がない場合でも、必ず所得がない旨の申告をお願いします。

※新たに住宅借入金等特別控除を受ける方は、次の書類を用意し佐久税務署で申告願います。

- ア.家屋の登記事項証明書(原本)
- イ.請負契約書等の写し
- ウ.借入金の年末残高等証明書

申告相談の際にお持ちいただくもの

- ・電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書（税務署から送付された方又は町の申告の際交付された方のみ）
- ・確定申告のお知らせハガキ（税務署から送付された方のみ）
- ・マイナンバーカード、又は通知カードと運転免許証等
- ・本人名義の通帳（所得税の納税・還付の際に必要となります。）
- ・給与・公的年金等の源泉徴収票
- ・営業・農業のある方は、項目ごとに計算した収支金額のわかる書類（帳簿・領収書等の各種証拠書類から収支内訳書に記載できるよう集計したもの）
- ・不動産所得のある方は、固定資産税課税明細書
- ・生命保険料控除等の支払証明書（生命保険、介護医療保険、個人年金の保険料）
- ・地震保険料控除の支払証明書（旧長期損害保険料を含む。）
- ・社会保険料控除の支払いを証する書類等（建設国保等や国民年金、国民年金基金等の保険料）
- ・寄付金控除を受ける方は、寄付金を証する書類
- ・医療費控除の明細書（医療費控除を受ける方は必ず明細書の記入をお願いします。記入例は次ページをご覧ください。）

佐久税務署からのお知らせ

確定申告は自宅からスマホ・パソコンでご利用いただけるe-Tax・スマホ申告が便利です。

令和6年度 償却資産申告のお願い

償却資産は、土地・家屋とともに固定資産税の課税対象となります。工場・商店・農業・サービス業などを営んでいる方が、その事業を営むために用いる構築物・機械・器具・備品などが償却資産になります。償却資産をお持ちの方は、1月1日現在の償却資産の状況を、資産が所在する市町村長に申告していただく必要があります。（地方税法第383条）

申告に関する書類は、12月上旬に郵送してありますので、申告期限までに提出をお願いします。

なお、償却資産をお持ちの方で、申告に関する書類が届いていない方は、住民税務課税務係（下記）までご連絡ください。

申告期限 令和7年1月31日(金) (期限厳守)

電話 0267-86-2526

医療費控除を申告される方へお願い

注意

医療費控除は所得税の還付であり、医療費の還付ではありません。年末調整や確定申告の結果、所得税がない場合（0円）は還付金はありません。

事前に「医療費控除の明細書」を作成し、申告相談にお越しください。

領収書をまとめていなかったり明細書を作成されていない場合は、お帰りいただく場合もあります。
※医療費控除を申告される方は、役場住民税務課で「医療費控除の明細書」の用紙を受け取るか、佐久穂町のホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ申告時に提出してください。
独自用紙に必要項目を記入してお持ちいただいても結構です。

【記入例】

医療費控除として所得から差し引かれる金額の計算式

令和6年中に支払った 医療費の総額	—	高額療養費や保険金等 補てんされる金額	—	10万円（所得200万円 以下の方は所得の5%）	=医療費控除額
----------------------	---	------------------------	---	-----------------------------	---------

令和 6 年分 医療費控除の明細書 【内訳書】					
※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。					
住 所		佐久穂町大字〇〇△△番地		氏 名 佐久穂 太郎	
1 医療費通知に記載された事項= 保険者等が発行する医療費通知がある場合は記載して下さい					
医療費通知（※）を添付する場合、右記の①～③を記入します。 ※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。 (例) ① 医療保険組合等が負担する医療費の額(※) (※) ② 医療費の総額 (※) ③ ④ 医療費を受けた病院・診療所・薬局等の名称 ⑤ 補償額等が支払った医療費の額、⑥ 保険者等の名称		(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額	
		250,000 円	250,000 円	150,000 円	
2 医療費（上記1以外）の明細= 「医療費明細を下記書き方のとおり、医療を受けた方、医療機関、薬局ごとに、支払った医療費を計算して記載してください。					
(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額	
佐久穂太郎	〇〇病院	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	400,000 円	100,000 円	
	△△診療所	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	40,000	0	
	□□歯科	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	8,000	0	
	☆☆薬局	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	20,000	0	
佐久穂花子	〇〇病院	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	600,000	500,000	
	△△眼科	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	8,000	0	
	□□薬局	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	20,000	0	
佐久穂次郎	☆☆クリニック	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	500	0	
	〇〇薬局	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	500	0	
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費			
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費			
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費			
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費			
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費			
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費			
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費			
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費			
2の合計			1,097,000	600,000	
医療費の合計			A (ア+イ) 1,347,000 円	B (ロ+エ) 750,000 円	

①人ごと
②病院・薬局ごとにまとめてください

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

佐久税務署から 確定申告のお知らせ

確定申告には、ご自身のスマホ・パソコンから
国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用する
e-Taxが便利です。

確定申告会場に出向かずにご自宅から確定申告ができますので、ぜひ
e-Taxをご利用ください。

また、マイナポータル連携を利用すると、確定申告書の該当項目が自動入
力されるため、寄附金受領証明書や医療費通知情報などを1件ずつ入力する
手間が不要です。

さらに、給与所得の源泉徴収票なども自動入力の対象になります。
この機会にぜひマイナポータル連携のご利用をお願いします。



確定申告書等
作成コーナー

確定申告などに関するお問合せ

国税庁ホームページ「確定申告特集」をご利用ください。

e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問合せ

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL0570-01-5901)
【受付】月曜日～金曜日(祝日等及び12月29日～1月3日は除きます。)

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を 次のとおり開設いたします。

会 場 佐久税務署 別館2階会議室(電話番号:0267-67-3460)
期 間 令和7年2月17日(月)から3月17日(月)まで
※土、日及び祝日を除きます。
時 間 相談受付:午前8時30分から午後4時まで
相談開始:午前9時から

確定申告会場の入場には、次の方法により発行される入場整理券が必要です。

- ①国税庁LINE公式アカウントを通じたオンラインでの事前発行
- ②各会場で当日配付(配付状況により、相談受付を終了する場合がありますので、オンラインでの入場整理券の事前発行をおすすめします。)

※確定申告会場では、スマホ申告を基本とした相談体制としております。
※マイナンバーカードを利用して申告する場合は、併せて①利用者証明用電子証明
書暗証番号(数字4桁)及び②署名用電子証明書暗証番号(英数字6～16桁)が
分かるようにしてお越しく下さい。
※必要書類が不足する場合には、確定申告ができません。事前に国税庁ホームペ
ージなどで必要書類をご確認の上、お越しく下さい。



国税庁LINE公式
アカウント